

# 令和7年度 第1回長崎地方最低賃金審議会 運営小委員会 議事要旨

- 1 日時：令和7年9月16日（火） 午前9時26分～午前11時18分
- 2 場所：長崎労働局8階会議室
- 3 出席者：公益委員2名 労働側委員3名 使用者側委員3名
- 4 議題：（1）長崎県特定（産業別）最低賃金について  
（2）長崎県特定（産業別）最低賃金改正の必要性について  
①参考人意見聴取  
②特定最低賃金改正の申出について（労側委員からの説明）  
③必要性の有無について  
（3）その他
- 5 議事要旨
  - （1）運営小委員会規程により審議会会長が小委員会会長に選任された。
  - （2）特定最低賃金改正の必要性審議は、これまでどおり全会一致を原則とすることを確認した。
  - （3）特定最低賃金の制度について、事務局より説明した。
  - （4）参考人意見聴取として労働側選出の陳述人より意見が述べられた。
  - （5）改正申出の要件について事務局より説明。改正申出のあった3業種のうち、はん用機械、船舶製造の2業種については、最低賃金額を下回りこれ以上の賃上げ幅がなく、審議することができないため、改正必要性なしとの決議となった。
  - （6）電子について、労側委員よりなくてはならない基幹産業であり、参考人意見陳述も踏まえ改正が必要であるなどの意見が述べられた。
  - （7）使用者側委員からは、地域別最低賃金が大幅な引上げとなっており、これ以上の引上げとなる特賃改正について応じることはできないなどの意見が述べられた。
  - （8）労使の主張に隔たりがあり、改正の必要性の有無について結論が出ないことから、それぞれ持ち帰り、明日開催される第2回小委員会で再協議することとなった。

以上